

「遺言書」があり、「遺言執行者」がいる場合

「遺言執行者」が指定されている場合

相続のお手続きにあたって、お客さまにご用意いただきたい書類等は次の通りです。

「戸籍謄本」・「印鑑証明書」は**原本のご提出が必要**となります。

| 書類名など  | 入手先     |
|--|---------|
| <b>お亡くなりになった方の戸籍謄本(原本)</b><br>お亡くなりになった方の死亡の事実がわかるもの<br>※遺言書の内容によっては、相続人全員のわかる戸籍謄本が必要となる場合がございます                     | 市区町村役場  |
| <b>遺言執行者さまの印鑑証明書(原本)</b><br>市区町村発行後6ヶ月以内のもの<br>※遺言書の内容によっては、受遺者さま、相続人全員の印鑑証明書が必要となる場合がございます                          | 市区町村役場  |
| <b>遺言書(原本)</b><br>公正証書または検認済証明書の添付があるものが必要となります<br>原本のご提出をいただき、写しを取らせていただきます   | お客さま    |
| <b>遺言執行者選任審判書謄本(原本)</b><br>遺言執行者さまが遺言書において指定されている場合は不要です<br>原本のご提出をいただき、写しを取らせていただきます                                | 家庭裁判所   |
| <b>お亡くなりになった方の預金通帳・証書・キャッシュカード等</b><br>お手続きされる預金口座通帳、証書類、キャッシュカード等をご用意ください<br>※喪失等の場合は、「相続手続依頼書」の「所在不明」欄にその旨をご記入ください | お客さま    |
| <b>相続手続依頼書</b><br>「相続手続依頼書」に遺言執行者さまのご署名・押印(実印)、所定の事項のご記入が必要です<br>※遺言書の内容によっては、受遺者さま、相続人全員の署名・押印(実印)が必要となる場合がございます    | 当行本支店窓口 |
| <b>受領書</b><br>現金での払戻しの場合に必要となります<br>※払戻金を振込む場合は必要ありません   | 当行本支店窓口 |
| <b>届出事項変更届・新印鑑届</b><br>預金等を名義変更で相続される場合に必要となります  | 当行本支店窓口 |
| <b>再交付通帳等受取書</b><br>お亡くなりになった方の預金通帳の所在が不明で、かつ預金等を名義変更で相続される場合に必要となります  | 当行本支店窓口 |
| <b>委任状及び代理人の印鑑証明書</b><br>代理人による相続手続きの場合に必要となります  | 当行本支店窓口 |